

○岡山市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

平成21年5月21日制定

市規則第137号

改正 平成27年7月8日規則第153号

改正 令和元年6月3日規則第17号

改正 令和4年1月24日規則第1号

(趣旨)

第1条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）の施行については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成21年政令第24号。以下「政令」という。）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(認定申請の添付図書)

第2条 省令第2条第1項の規定により、市長が必要と認める図書は、次のとおりとする。

- (1) 登録住宅型式性能認定等機関が行う住宅型式性能認定（登録住宅型式性能認定等機関が行うこれと同等の確認を含む。以下同じ。）を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅にあつては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書（登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれと同等の確認書を含む。以下同じ。）の写し。ただし、確認書（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項に規定する確認書をいう。）若しくは住宅性能評価書（同法第5条第1項に規定する住宅性能評価書をいう。）又はこれらの写し（以下「確認書等」という。）を添付しない場合に限る。
- (2) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅にあつては、型式住宅部分等製造者認証書の写し。ただし、確認書等を添付しない場合に限る。
- (3) 長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査に当たり、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件（平成21年国土交通省告示第209号）第3に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合にあつては、長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書（この場合において、登録試験機関が行う特別評価方法認定のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定（登録試験機関が行うこれと同等の試験を含む。以下「試験等」という。）を受けたときは、当該特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験等の結果の証明書をもってこれに代えることができる。）。ただし、確認書等を添付しない場合に限る。

- (4) 居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準に応じて、それに適合することを確認するために必要な図書（地区計画等（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第9号に規定する地区計画等として、同法第12条の4の規定に基づき市長が定めたものをいう。以下同じ。）又は景観計画（景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定に基づき定められた岡山市景観計画をいう。以下同じ。）に適合する旨の証明書の写し等）

（認定申請の添付不要図書）

第3条 省令第2条第3項の規定により、市長が不要と認める図書は、次の各号に掲げる事項のいずれかを明示することを要しないものとする。以下同じ。により、図書に明示すべき事項のすべてについて明示することを要しなくなる図書とする。

- (1) 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定申請のうち、当該型式に係る住宅型式性能認定書の写しを添付したものにあっては、長期優良住宅建築等計画の認定申請に係る添付図書に明示すべき事項のうち、当該住宅型式性能認定書において、住宅性能評価（登録住宅型式性能認定等機関が行う技術的審査を含む。以下同じ。）の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの
- (2) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定申請のうち、当該認証型式住宅部分等に係る型式住宅部分等製造者認証書の写しを添付したものにあっては、長期優良住宅建築等計画の認定申請に係る添付図書に明示すべき事項のうち、当該型式住宅部分等製造者認証書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

（認定基準）

第4条 法第6条第1項第3号に掲げる認定基準は、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合するものであることとする。

- (1) 地区計画等における建築物の制限に係る事項
- (2) 岡山市景観計画及び岡山市景観条例（平成19年市条例第68号）第9条に基づく景観形成重点地区における建築物の制限に係る事項

2 法第6条第1項第4号に掲げる認定基準は、認定を受けて建築をしようとする長期優良住宅が、次の各号に掲げる区域に建築されるものでないこととする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項に規定する災害危険区域
- (2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域
- (3) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域
- (4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（平成44年法律第57号）第3条

第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域

(5) 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第72条第1項に規定する津波災害特別警戒区域

(6) 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項に規定する浸水被害防止区域

（認定しない旨の通知）

第5条 市長は、申請に係る建築物の計画が法第6条の認定基準等に適合しないと認めるときは、書面により、その旨を申請者に通知するとともに、認定申請書及び添付図書を返付する。

（取りやめ届等）

第6条 認定を受けた建築物の計画を取りやめようとする場合は、認定通知書を添えて取りやめ届（様式第1号）を、取り下げようとする場合は、取下げ届（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（建築工事完了の報告）

第7条 認定を受けた建築物の工事が完了した場合は、工事完了報告書（様式第3号）により、市長に報告しなければならない。

附 則

この規則は、平成21年6月4日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附則

この規則は、令和4年2月20日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

取りやめ届

年 月 日

所管行政庁 岡山市長 様

認定計画実施者の住所

認定計画実施者の氏名

認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築又は維持保全を取りやめたいので、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第14条第1項第2号の規定により、認定通知書を添付の上、申し出ます。

記

1. 長期優良住宅建築等計画の認定番号
第 号
2. 長期優良住宅建築等計画の認定年月日
年 月 日
3. 認定に係る住宅の位置
4. 認定計画実施者の氏名

※本欄には記入しないでください。

受付欄	決裁欄	承認欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員氏名		係員氏名

(注)

認定計画実施者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

様式第2号（第6条関係）

取下げ届

年 月 日

所管行政庁 岡山市長 様

認定計画実施者の住所

認定計画実施者の氏名

長期優良住宅建築等計画の認定の申請を取り下げたいので、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第14条第1項第2号の規定により、申し出ます。

記

1. 長期優良住宅建築等計画の受付番号
第 号
2. 長期優良住宅建築等計画の受付年月日
年 月 日
3. 認定に係る住宅の位置
4. 認定計画実施者の氏名

※本欄には記入しないでください。

受 付 欄	決 裁 欄	承 認 欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員氏名		係員氏名

(注)

認定計画実施者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

様式第3号（第7条関係）

工事完了報告書

年 月 日

所管行政庁 岡山市長 様

認定計画実施者の住所

認定計画実施者の氏名

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了したので報告いたします。

記

1. 長期優良住宅建築等計画の認定番号

第 号

2. 長期優良住宅建築等計画の認定年月日

年 月 日

3. 認定に係る住宅の位置

4. 認定計画実施者の氏名

5. 認定長期優良住宅建築等計画に基づき住宅の建築工事が完了したことを確認した建築士等

(級) 建築士 () 登録 第 号

氏名

(級) 建築士事務所 (知事) 登録 第 号

所在地

事務所名

※本欄には記入しないでください。

受付欄	決裁欄	承認欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員氏名		係員氏名

(注)

認定計画実施者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。